



# 令和4年 新年のご挨拶



一般社団法人 飯田法人会  
会長 児島 博司

新しき令和4年を迎えるにあたり謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

皆さまあけましておめでとうございます。新たに会長に就任して以来あっという間に1年近くがたとうとしています。振り返って見ますとコロナで始まりコロナで終わった1年でありましたが、多くの皆さまのご協力の下無事に新たな年を迎えることが出来ますことを、まずもって厚く御礼申し上げます。コロナ禍で、やむなく事業の縮小を強いられ事業の運営が、難しくなる中、会員各位始め役員等執行部の皆さま、事務局の皆さま、更には税務署を始めとする納税関係、各行政機関様、提携保険会社様、税理士会様、飯田市様、飯田商工会議所様、各地区商工会様、等々多くの関係諸団体様のご協力を頂き、事業を推進して来れましたことに、深く感謝致す所ぞ御座います。

このコロナ禍の時代に我々法人会を取り巻く社会情勢や経済情勢等々非常に厳しい環境にあります。またそれらの情勢がこの変革の時代に伴い大きく変わろうとしている時、人と人の絆を忘れず、大事にし交流を深め、思いやりの心で共に活動していければと思う次第です。本年は、寅年に当たります。寅年の中でも36年に一度の「五黄の寅」です。前向きでチャレンジ精神が強くてどんな事にも、どんな時でも強い信念を持って挑んでいく年で「強い正義感と信念、行動力」を合わせ持つ強い運勢を持つと考えられています。コロナにより人々の健康、安全が脅かされている中、依然として皆さまご苦勞なさって居ると思いますが、寅年の精神に習って強い信念を持って乗り越えて行きましょう。

法人会は良き経営者を目指す者の団体として会員の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の向上と企業経営及び地域社会の健全な発展に貢献する団体として、コロナ感染の拡大防止に努めながら税務署並びに税理士会他関係団体との連携を図り公益事業を行うと共に会員企業にとって魅力有る事業を提供し企業の発展、税知識及び納税意識の向上を図って行きましょう。会員皆さまのご協力をお願いいたします。

結びに本年1年私のモットーで有ります会員皆さまとの交流、懇親をより深め活動して参る事を念じ、会員皆さまにとりまして幸多き年となりますよう、又各企業並びに関係諸団体様のご発展並びに御隆盛を祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。



飯田税務署長  
諸 藤 則 昭

令和4年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

一般社団法人飯田法人会の皆様におかれましては、穏やかな新春をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

旧年中は、児島会長をはじめ役員並びに会員の皆様に、税務行政全般にわたり格別のご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

貴会におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大により例年とは異なるご苦勞をされながらも、継続して各種研修会の開催、会報誌「いいだ法人」による情報提供、税に関する絵はがきの募集など、幅広い事業活動を活発に展開されており、税知識の普及や、会員企業と地域社会の健全な発展に多大な貢献をされておられます。役員並びに会員の皆様のご努力と熱意に対しまして、心から敬意を表する次第です。

特に、昨年10月に受付が開始されました、消費税インボイス制度に係る適格請求書発行事業者の登録申請につきましては、説明会の開催など制度の周知・広報に多大なるご協力を賜りました。会員の皆様におかれましては、引き続き円滑な移行に向けた準備と早期の申請をお願いいたします。

また、本年1月1日には改正電子帳簿保存法が施行され、帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について抜本的な見直しがなされました。消費税インボイス制度とともに、事業者の皆様には制度を十分にご理解いただき適正に申告していただけるよう、周知・広報・相談などに取り組んでまいりますので、引き続きご支援ご協力をお願いいたします。

まもなく令和3年分の所得税等の確定申告の時期を迎えます。新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、税務署の確定申告会場で申告相談をされる場合には、昨年同様、当日配付又はLINEを通じた事前発行により時間枠が指定された「入場整理券」が必要となります。また、ご自宅からのスマートフォン・パソコンを利用したe-Tax(電子申告)を推進しておりますので、会員企業の役員・従業員の皆様には、是非マイナンバーカード方式による、e-Taxをご利用いただきますよう、お願いいたします。

結びに、新しい年が一般社団法人飯田法人会にとって更なる発展の年となりますよう、また、会員の皆様のご健勝と関係企業の益々のご繁栄を心から祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

## ●税理士会だより

## 電子帳簿保存法の改正について

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため、令和3年度の税制改正において、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下「電子帳簿保存法」とい。）」の改正等が行われ（令和4年1月1日施行）、帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について、抜本的な見直しが行われた。

電子帳簿保存法とは、「国税関係帳簿書類」の保存を紙でなく、電子データで行うことを認めることです。「国税関係帳簿書類」とは、仕訳帳、総勘定元帳、売上帳などの「国税関係帳簿」及び貸借対照表・損益計算書等の決算書類、請求書、領収書、納品書などの「国税関係書類」のことをいいます。

電子帳簿法は、①納税者がはじめから電子計算機を使用して国税関係帳簿書類を作成した場合電子データで保存することを認める制度が、国税関係帳簿書類の電子保存です。②紙の領収書や請求書などの国税関係書類を一定の要件のもと、スキャナして保存する制度です。ただし、決算関係書類は制度の対象外となっています。③電子取引とは、注文書、契約書、領収書、見積書、請求書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項を電子データのやり取りにより行う取引の取引情報の電子保存を義務付けています。①・②についてはデータ保存を紙で保存することも認められる。一方③については、これまで認められていた電子取引の取引情報を紙に出力して保存することは原則として認められず、データでの保存が求められています。中小企業にとって最も大きな改正は、電子取引があった場合に、これまでは紙に出力して取引情報を保存していればよかったのに対し、電子情報での保存が必須となったことです。さらに「改ざん防止」と「日付・取引先・金額による検索機能を付ける」措置も求められる。

電子保存については、令和5年12月31日までの経過措置が設けられたが、今から電子データ保存に必要な準備を整えておくことが大切である。



関東信越税理士会  
飯田支部副支部長

下田 一則

## ながの子育て家庭優待パスポートの協賛店を募集しています！

ながの子育て家庭優待パスポート事業とは、子育て家庭にやさしい社会の実現のため、長野県と各市町村が連携・協働し、企業・店舗の皆さまの協賛をいただきながら、地域全体で子どもと子育て家庭を応援する事業です。



協賛メリット ○子育て家庭にあたたかい店舗として、イメージアップが期待できます！

○協賛ポスター・ステッカーを無料でお届け ○店舗検索サイト・アプリでPRできます！

## お申し込み方法

## 方法1 ながの電子申請サービスからお申し込み

PCやスマホからでもお申し込みいただけます。

([https://s-kantan.jp/pref-nagano-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=561](https://s-kantan.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=561))

## 方法2 長野県 HP 掲載の協賛申込書に必要事項をご記入の上、問い合わせ先へメール・FAX・郵送

【問い合わせ】 長野県将来世代応援県民会議事務局  
(長野県県民文化部子ども若者局次世代サポート課)  
〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2  
TEL: 026-235-7207 FAX: 026-235-7087  
E-mail: shoushika@pref.nagano.lg.jp



ながの電子申請サービス 県 HP 申込書はこちら



ながの子育てパスポート 協賛店舗募集 検索

※県内約 20 万世帯が  
パスポート利用中

## 税務署だより

【令和 4 年 1 月以降用】

### 電子取引データの保存方法をご確認ください

- ◆ 令和 5 年 12 月 31 日までにを行う電子取引については、**保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるように**していただければ差し支えありません（事前申請等は不要）。
  - ◆ 令和 6 年 1 月からは保存要件に従った電子データの保存が必要ですので、そのために必要な準備をお願いします。
- 請求書・領収書・契約書・見積書などに関する電子データを送付・受領した場合には、その電子データを一定の要件を満たした形で保存することが必要です。
  - 申告所得税・法人税に関して帳簿書類の保存義務がある全ての方にご対応いただく必要があります。

### ✓ 保存すべき電子データは？

#### ◆ 紙でやりとりしていた場合に保存が必要な情報が含まれる電子データ

（例）請求書、領収書、契約書、見積書など

※受け取った場合だけでなく、送った場合についても保存が必要です。

※例えば、電子メールの本文・添付ファイルで請求書に相当する情報をやりとりした場合や、WEB 上でおこなった備品等の購入に関する領収書に相当する情報がサイト上でのみ表示される場合には、それぞれの電子データを保存する必要があります（PDF やスクリーンショットによる保存も可）。

### ✓ どのように保存する必要があるのか？

#### ◆ 改ざん防止のための措置をとる

「タイムスタンプ付与」や「履歴が残るシステムでの授受・保存」といった方法以外にも「改ざん防止のための事務処理規程を定めて守る」でも構いません。

#### ◆ 「日付・金額・取引先」で検索できるようにする

専用システムを導入していなくても、①索引簿を作成する方法や、②規則的なファイル名を設定する方法でも対応が可能です。

※ 2 年（期）前の売上が 1,000 万円以下であって、税務調査の際にデータのダウンロードの求め（税務職員への提示等）に対応できる場合には、検索機能の確保は不要です。

#### ◆ ディスプレイ・プリンタ等を備え付ける



## ✔ 改ざん防止のための措置について

- ◆ システム費用等をかけずに導入できる“改ざん防止のための事務処理規程”については、**国税庁HP**でサンプルを公表しています。

※Word ファイルで公表していますので、ひな形としてご活用いただけます。



## ✔ 検索機能を確保する簡易な方法について

以下のいずれかの方法でも、検索機能を確保していることとなります。

- ◆ **表計算ソフト等で索引簿を作成する方法**

表計算ソフト等で索引簿を作成しておくことで、表計算ソフト等の機能を使って検索する方法です。

〔イメージ〕

連番	日付	金額	取引先	備考
1	20210131	110000	㈱霞商店	請求書
2	20210210	330000	国税工務店㈱	注文書
3	20210228	330000	国税工務店㈱	領収書
...	...	...	...	...
49	20211217	220000	㈱霞商店	請求書
50	20211227	55000	国税工務店㈱	領収書

- ◆ **規則的なファイル名を付す方法**

データのファイル名に規則性をもって「日付・金額・取引先」を入力し、特定のフォルダに集約しておくことで、フォルダの検索機能が活用できるようにする方法です。

〔イメージ〕

20210131_110000_㈱霞商店.pdf
20210210_330000_国税工務店(株).msg
20210228_330000_国税工務店(株).pdf
20211217_220000_㈱霞商店.msg

(例) 2021年1月31日(株)霞商店からの110,000円の請求書なら「20210131\_110000\_㈱霞商店」

※ 税務調査の際に、税務職員からデータのダウンロードの求めがあった場合には、上記のデータについて提出してください。

## ✔ 市販のソフトウェア等を使用する方への参考情報

- ◆ 電子取引データの保存については、専用システムやソフトウェア等をご用意いただかなくても対応いただけますが、保存や検索などが効率的にできるソフトウェア等も販売されています。

- ◆ 要件を満たしたソフトウェア等か確認するための**認証制度**があります。

市販のソフトウェア等で機能要件を満たすと認証を受けた製品には、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会(JIIMA)の認証マークが付されています。また、独自開発されるシステムを対象に税務署又は国税局に事前相談窓口も設けています。

電子帳簿保存法の取扱通達やQ&Aについては、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】

に掲載されています。詳しくは、 で

ちょっとお耳を



社労士コラム

# 社会保険の適用拡大



社会保険労務士  
うえすぎしのぶ  
上杉 信夫  
(飯田法学会会員)  
明治大学大学院卒  
(経営学研究科博士前期課程)

今回のテーマにつきまして、お読みいただけると誠に幸いです。私なりに、下の図の中に適宜、注釈を加えさせていただきました。特に「大事なことは→○○○」この箇所は、実務的な見地から明確な認識が求められるところです。ぜひ、ご注目くださるようお願いいたします。

少子高齢化の進行は目覚ましいものがあります。そのため女性や高齢者を中心とする働く層の多様化が顕著になってきています。この社会の変化を適切に年金制度に反映することを目的として、今年(令和6)の10月と2024(令和6)年10月に、段階的に社会保険の適用対象が拡大されます。これまで社会保険の適用対象とならなかった多くのパートタイマーの方たちがこの改正によって(嫌でも何でも)適用の対象となってくるわけですから、企業とそこに働く多くの従業員の方達双方に大きな影響を及ぼすことは間違いありません。

## 特定適用事業所事業規模要件



※注 ①多くの場合、週30時間以上になります。  
②52というのは、1年365日を1週間の7日で割った数値です。  
③夜間の学生は昼間働いていますから別ですよ。(夜間の学生は)社会保険に入ります。

社会保険に加入するメリットはあるのか?…あります。従業員が国民健康保険に加入している場合や、家族の健康保険に加入している場合は、将来受け取る年金額が、いわゆる「2階建て」の1階部分だけですが、新たに社会保険に加入することによって、将来受け取る年金額が上乗せされますし、業務外でケガや病気をしたとか出産で働くことができない期間には所得の保障(傷病手当金、出産手当金)があります。そのほかにも。

…しかし、そうは言っても、現実に週20時間以上、1カ月88,000円以上の社員を新たに社会保険に加入させなくてはならなくなった企業にとっても、社員の方にとっても影響は大きい。社会保険料の双方の負担のこともありますし、「本人が希望しないから加入しない」という対応も出来ません。いずれにしても、ご自分の会社がどの時点から特定適用事業所になるかをしっかり把握して、出来るだけ早い段階で加入の対象となる社員を把握した上で発生する社会保険料負担をシミュレーションしたり、人員配置の見直しをしたりと、いろいろと準備をしていく必要がありますね。

### 飯田税務署長納税表彰

常任理事・研修副委員長・飯田支部常任理事  
吉沢 賢治氏

令和 3 年度納税表彰が「税を考える週間」11月12日に飯田税務署で行われました。

昨年同様、新型コロナウイルス感染拡大防止のため式典は開催されず、表彰状が諸藤飯田税務署長より贈呈されました。

#### 【吉沢賢治氏役員歴】

- 平成15年～22年 飯田支部理事
- 平成17年～18年 本会理事・広報委員
- 平成19年～22年 総務委員
- 平成23年～ 研修委員
- 平成23年～24年 飯田支部監事
- 平成25年～28年 飯田支部理事
- 平成25年～令和 2 年 本会会計理事
- 平成29年～ 研修副委員長  
飯田支部常任理事
- 令和 3 年～ 本会常任理事



吉沢氏 (前列右)

### 県税功労者表彰

常任理事・税制委員 飯田支部常任理事  
外松 秀康氏  
常任理事・研修副委員長 飯田支部常任理事  
吉沢 賢治氏

多年にわたる税務行政に協力した功績を称えられ、外松秀康氏・吉沢賢治氏のお二人が県税功労者知事感謝状を受彰され、長野県合同庁舎で11月17日、師岡南信県税事務所飯田事務所長より伝達されました。

#### 【外松秀康氏役員歴】

- 平成 1 年～ 8 年 青年部幹事
- 平成 9 年～12年 青年部副部長
- 平成11年～16年 本会理事・組織委員、飯田支部理事
- 平成13年～14年 青年部長
- 平成17年～18年 広報委員
- 平成19年～22年 厚生委員
- 平成23年～25年 総務委員
- 平成25年～26年 研修委員
- 平成27年～30年 本会常任理事・組織副委員長・飯田支部常任理事
- 令和 1 年～ 2 年 副会長・税制委員長
- 令和 3 年～ 本会常任理事・税制委員



吉沢氏 (左より 2 人目)、外松氏 (右より 2 人目)

ご功績に感謝と敬意を表し、心よりお祝い申し上げます。

## 総会記念講演会のおしらせ

### 第10回 本会通常総会

開催日：令和 4 年 6 月 3 日(金)

講演会 13：30～

総 会 15：10～

懇親会 17：00～ (予定)

記念講演会

講師 シブサワ・アンド・カンパニー(株)代表取締役  
コモンス投信(株)会長 **渋澤 健氏**

テーマ『渋澤栄一の「論語と算盤」で  
アフター・コロナの未来を拓く』  
(一般聴講歓迎 定員80名)

会 場：シルクホテル

※新型コロナウイルス感染症拡大状況により様式の変更、開催中止の場合がございます。



### 第37回 飯田支部総会

開催日：令和 4 年 5 月 11 日(水)

講演会 13：30～

総 会 15：10～

懇親会 17：00～

記念講演会

講師 杏林大学教授 日本語学者  
金田一 秀穂氏

テーマ「言葉の選び方、付き合い方」  
(一般聴講歓迎 定員80名)

会 場：シルクホテル



## 各支部で地元市町村に

## 「令和 4 年度税制改正に関する提言」活動を実施

全国の法人会は、公平で健全な税制の実現のため、会員企業の意見を反映するなかで、税のあるべき姿や将来を見据えて建設的な提言や要望活動を行っています。飯田法人会では、毎年実施している「会員アンケート調査」結果等を参考に、税制委員会で作成した「税制改正要望」を、理事会の承認を得たうえで県連へ上げ、県連では税制委員会で、同様に県下各法人会から上げられた要望を検討集約し、長野県の「要望・提言」として全法連へ持ち上げています。

全法連では各県連から上げられたこれらの要望を集約し提言書を作成します。この提言書「税制改正に関する提言」が全法連の全国大会（今年度は10月に盛岡市で開催）で承認され、この提言書を全法連では政府や関係省庁等へ持ち上げその実現を求めるとともに、全国の法人会が地域の行政に対し同様に提言活動を行っています。

飯田法人会でも、全国の法人会と足並みを揃え、11～12月にかけてこの提言活動を市町村（支部）単位で実施し、「令和 4 年度税制改正に関する提言書」をそれぞれの行政へ提出し要望を行いました。

## 【提言活動実施自治体】

- 11月11日 阿南町・阿智村・平谷村・根羽村
- 11月16日 松川町
- 11月19日 売木村
- 11月25日 高森町
- 12月 2日 天龍村
- 12月 6日 喬木村
- 12月17日 下条村
- 12月23日 飯田市



飯田市高田副市長へ提言書を渡す児島会長(右)

## 要約

## 地方自治体用

## 令和 4 年度税制改正に関する提言（重点項目・地方関係）

## I. 税・財政改革のあり方

- ・国と地方を合わせた長期債務残高は、昨年度から積み増したコロナ対策費が加わり、約1,200兆円に達した。我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。コロナ禍の克服は難題ではあるが、将来世代に負担を先送りせず、早期に解決の道筋をつけ、我が国本来の『中福祉・中負担』を目指した税財政改革によって持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立に取り組まなければならない。
- ・新型コロナの影響が長期化したことにより、国民の社会経済活動は甚大な打撃を受けた。地方を含めた政府・議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削り、直ちに明確な期限と数値目標を定めて行政改革を断行するよう強く求める。
- ・マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は制度の意義等の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

## II. 経済活性化と中小企業対策

中小企業は我が国企業の大半を占め、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献している。いわば経済社会の土台ともいえる存在であり、これが立ち行かなくなれば、経済全体にとっても取り返しのつかない事態に陥る。政府と自治体は複雑で多岐にわたるコロナ対策の周知・広報を徹底するとともに、申請手続きの簡便化やスピーディーな給付を行い、中小企業が存続を図れるよう全力で取り組む必要がある。

## III. 地方のあり方

今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さや行政組織間の意思疎通不足、病院間の特性に応じた役割分担がなされていなかったことが浮き彫りとなった。これを機に、緊急時の医療体制を整備する必要があるが、そのためには国と地方、さらに自治体間の情報共有が不可欠であり、改めて広域行政の必要性を強調しておきたい。

また、地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。

## IV. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税の適正な納付はもちろんのこと、その用途についても厳しく監視することが極めて重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言えない。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

## V. 地方税関係

### 1. 固定資産税の抜本的見直し

令和 3 年の全国の公示価格は、コロナの影響等により 6 年ぶりに下落した。こうした事態を受けて令和 3 年度税制改正においては、固定資産税の税額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く措置が講じられた。令和 4 年度においてもコロナ禍の影響はまだ残るとみられており、令和 3 年度改正と同様の措置が必要である。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感も一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるための努力が必要である。

- (1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- (2) 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- (3) 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30 万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
- (4) 固定資産税の免税点については、平成 3 年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
- (5) 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

### 2. 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

### 3. 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

# 第6回「税に関する絵はがきコンクール」優秀作品表彰と展示



**飯田税務署長賞**  
上郷小 平野 愛さん



**飯田法人会長賞**  
上郷小 筒井 陽さん



**天龍支部長賞**  
天龍小 遠山蔵之助さん



当会女性部（長坂京子部長 部員200名）は、第6回の絵はがきコンクールを実施し表彰を行いました。昨年に続くコロナ禍の中、小学校のご協力により青年部の出前租税教室は実施できましたが、訪問人数の自粛から女性部の同行による絵はがきパンフレットの配布やPRが実施できませんでした。今年も飯田税務署のご協力により7月中には飯田下伊那全小学校6年生へ絵はがきコンクールの応募用紙を送付し応募を依頼しました。9月末に締め切り、応募数は減ってしまいましたが15作品の応募がありました。

10月20日には飯田税務署、女性部役員、事務局による選定会を開催し、優秀作品3作品が選ばれ、「税を考える週間」（11/11～17）中、イオンアップルロード店にポスターや作文とともに展示され、税の大切さをアピールしました。

優秀作品の皆さんには、税務署長表彰と記念品、賞状・作品ホルダーと図書カードなど贈呈しました。記念品として応募者全員に法人会キャラクターけんたくんグッズと税についての下敷き・税のマンガ小冊子を各学校宛てに送付しました。

今年度は東京オリンピック開催が反映された作品もあり、様々な場面で税金が生かされていることを生徒の皆さんが考え、はがきに描いてくださったと思われます。ご家族や学校のご指導・ご理解にも感謝申し上げます。



また、応募全作品は今年度も、税務署の協力をいただき、確定申告の時期に合わせて申告会場への展示を予定しています。



市 町 村  
租 税 教 育  
推 進 協 議 会

=税に関する=

ポスター・絵はがき優秀作品表彰・受賞者名簿

(法人会関係)

【ポスター】

租推協名	賞 名	学校名	学年	氏名
飯田市	一般社団法人飯田法人会飯田支部長賞	浜井場小学校	6年	鎌倉万悠子
松川町	一般社団法人飯田法人会松川支部長賞	松川中央小学校	6年	松山 由奈
高森町	一般社団法人飯田法人会高森支部長賞	高森南小学校	6年	田桐 碧生
豊丘村	一般社団法人飯田法人会豊丘支部長賞	豊丘北小学校	6年	松村 悠未
喬木村	一般社団法人飯田法人会喬木支部長賞	喬木第二小学校	4年	塚平 葵
下條村	一般社団法人飯田法人会下條支部長賞	下條小学校	6年	朝山あすか
阿南町	一般社団法人飯田法人会阿南売木支部長賞	和合小学校	5年	大羽 希実
売木村	一般社団法人飯田法人会阿南売木支部長賞	売木小学校	6年	藏本 梨里

【絵はがき】

租推協名	賞 名	学校名	学年	氏名
飯田市	飯田税務署長賞	上郷小学校	6年	平野 愛
飯田市	一般社団法人飯田法人会会長賞	上郷小学校	6年	筒井 陽
天龍村	一般社団法人飯田法人会天龍支部長賞	天龍小学校	6年	遠山蔵之助



飯田法人会飯田支部長賞  
浜井場小6年 鎌倉万悠子さん

税務官庁及び税務推進関連団体で組織する「飯田市租税教育推進協議会」の定期総会が、11月17日飯田市役所に於いて開催されました。

当協議会は、私たちの暮らしを支えている税に関して、知識や意義・役割を正しく知って貰うきっかけとして、小中高校生を対象に、税に関するポスターや作文の募集を毎年行っています。

11月17日、定期総会に引き続いて上記募集作品の中から選ばれた優秀作品について、税務署長賞・飯田市長賞をはじめ、各団体長から表彰を行いました。

飯田法人会は、同協議会が募集する「ポスターの部」と法人会が募集した「絵はがきコンクールの部」で、会長賞（表彰状と記念品）を授与しました。

この租税教育推進協議会は、郡下の各町村にも組織されておりこの時期、同様に総会と募集した税に関する優秀作品の表彰式が行なわれました。



## 支部だより

### 天龍支部

#### 税務研修会と親睦事業の開催報告



天龍支部では、視察研修・税務研修会と親睦事業を実施しています。今年度は税務研修会を実施しました。内容はインボイス制度について事務局より説明させていただきました。事務局職員が説明したことで、経費の節約と事務局職員の勉強になりました。せっかく参加してもらうのに、事務局の説明だけではガッカリさせてしまうと思い、引き続き大同生命保険株式会社飯田営業所の岩根所長に、健康経営についてと法人会と大同生命保険株式会社の 50 年の歩みについて講話いただきました。税務研修会で疲れた後はお楽しみの親睦会です。児島飯田法人会長には研修会から引き続きご参加いただきました。

天龍支部では、毎年豪華絢爛松茸フルコースが振舞われます。会費も豪華であります。風の噂では、法人会長も天龍支部の親睦会を毎年楽しみにしているとお聞きしています。もし噂通りでしたら幸いです。

参加者は情報交換をしながら、松茸のフルコースに舌鼓をうっておられました。美味しいものを食べると自然と笑顔が溢れますよね。とても充実した時間を過ごせました。

天龍支部事務局 宮本浩幸

### 松川支部

#### 「インボイス導入と、改正電子帳簿保存法」研修会開催

松川支部では「インボイス導入と、改正電子帳簿保存法」についての研修会を12月2日3日の両日行いました。

インボイス制度では、令和5年10月1日以降に消費税課税事業者が仕入税額控除の適用を受けるには、登録事業者から交付されたインボイスを保存する必要があります。インボイスを発行するためには、登録申請をして、Tから始まる登録番号を交付してもらう事になります。免税事業者は登録事業者になれないので、登録事業者になるべきか否かの判断が必要になります。課税事業者は取引相手がインボイス登録事業者かそうでないかによって税額が変わります。

改正電子帳簿保存法とは、会計ソフトで作成した帳簿等をプリントアウトせず、電子データのまま保存したり、受け取った請求、領収、見積書等をスマホなどで撮影して電子データで保存することですが、令和4年1月1日から施行が2年延期されました。令和5年12月31日までは書面保存の措置がありますが、準備は始める必要があると思います。2年間の猶予を設ける話も出ているようですが、すぐに準備を始める必要があると思いました。



今回の研修は、全ての事業者が直面する喫緊の課題についての研修でしたので出席者が多く、皆さん熱心にメモを取りながらご清聴いただきました。

松川支部事務局 知久雪美

### 下條支部

#### 初めてのZOOM研修会とボッチャに挑戦！

下條支部では11月5日に「スポーツ交流会と第2回研修会」を行いました。

スポーツ交流会では東京パラリンピックで知ったボッチャに初挑戦。テレビでは見ていたもののいざやってみると思うようにボールが転がらず、スポーツの得手不得手・老若男女関係なく盛り上がり和気あいあいと楽しく交流ができました。



研修会ではZOOMでの研修にも初挑戦！WEBだからこそできる遠方の神奈川県在住FPの塚越菜々子先生をお願いして、会場の参加者、ZOOM参加者と共に受講しました。事前にアンケートを取りそれに沿って年金・老後・保険の事を中心にお話いただいたので、皆さんの日ごろの疑問が解決される良い機会となったと思います。どこでも誰でも受けられる便利さも相まって、通常の会場での研修では参加できない方や従業員さんにもご参加いただけてとても良かったです。

これを機に支部会議や各企業でもZOOM等によるWEB会議をする機会が増えるのではないかと期待して



おります。初めて尽くしてでしたが会員の皆様にご協力いただき有意義な支部研修会ができたことに感謝いたします。

下條支部事務局 齋藤貴子

#### 年末調整研修会開催

法人会アンケートで、多数の継続希望があった「年末調整説明会」を11月10日(水)エスバード(ホール)で開催しました。

午前は会場のみ、午後は会場とZOOM使用(ハイブリッド方式)で行われました。

会場は午前・午後とも当初の定員以上の申し込みを頂き、感染予防対策を行ったうえで計173名が受講され、オンラインには75名の参加がありました。

講師に、関東信越税理士会派遣税理士 森本幸登税理士をお願いし、ポイントを絞った、実務的でわかりやすい言葉での説明が大変好評でした。

オンライン参加者からも資料と画面を使いこちらの方が分かりやすかった。移動がなくて便利と感想が寄せられています。



今後もハイブリッド方式での研修会を開催予定です。

ぜひ多くの皆様のご参加お待ちしております。

雇用調整助成金の支給を受けている事業主の方へ

## 「対象期間」の延長のお知らせ

- 雇用調整助成金は、通常、1年の期間（＝対象期間）内に実施した休業等について受給することができます。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主は、新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の延長に伴い、1年を超えて引き続き受給することができます。
- 今般、対象期間の延長を行ったことから、雇用調整の初日が令和2年1月24日から同3年3月31日までの間に属する場合は、1年を超えて引き続き受給できるようになります。

1年を超えて引き続き受給できる期間  《変更前》令和3年12月31日まで  
《変更後》**令和4年3月31日まで**

### 変更前

R2/1/24 R3/12/31  
R2/12/31

雇用調整の初日がこの期間に属する場合  令和3年12月31日まで1年を超えて引き続き受給できる

### 変更後

R2/1/24 R4/3/31  
R3/3/31

雇用調整の初日がこの期間に属する場合  令和4年3月31日まで1年を超えて引き続き受給できる

#### お問合せ先

ご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター  
0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む

厚生労働省HP



LL031221企02



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

## 青年部健康経営研修会報告

～正直、他に頼る人がいなく、渡邊さんがいなかったらお店が回っていなかった。感謝の気持ちでいっぱいです。～ 奥さまの言葉より

去る令和 3 年 11 月 16 日に今宮半平に於いて青年部主催による健康経営セミナーを開催しました。当日は 50 名の方のご参加により、今後、我々企業が取り組まなければならない課題である健康経営の概要を学びました。また、「コロナから生還した男 ～その時、酒屋で何が起こったのか?」と題し、木下裕介元青年部長の体験談をお話いただきながら、奥さまや従業員さんの支えとなり、影で経営を支えた今宮半平 五代目店主 渡邊武彦さんがサポートしてきたことを教えていただきました。

健康経営とは、従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に長期の視点で実践することです。国策として経済産業省が旗振りをしており、全国法人会青年部でも今後取り組んでいく課題として着目しています。企業側のメリットとしては、従業員モチベーションの向上や離職率・欠勤率の低下、企業内雰囲気向上があります。従業員のメリットとしては、自己健康管理能力や健康意識の向上、欠勤・退職リスクの減少、会社への満足度の向上や帰属意識の向上があります。いずれも企業経営の一環として取り組まなければならない重要課題であると感じるとともに、早期の取り組みにより安定した経営基盤をつくる源であると感じました。

木下さんや渡邊さんのお話からは、コロナ感染に至る経緯や感染直後の状況、保健所からの指示による営業停止、渡邊さんのアドバイスによる取引先への連絡・店舗への貼り紙など、緊急に直面した課題への迅速な対応を赤裸々に教えていただくことができました。「みんなのことは俺がやってやるので気にするな!」と渡邊さんがおっしゃった力強い言葉に信頼と安心が持てたという従業員さんの感想や、



鈴木部長



パネリストの渡邊氏と木下氏

「取引先や従業員が言葉で伝えるのは難しいだろう」と文書の作成、また従業員に幾度も声かけをしていたという奥さまの感謝の言葉も聞くことができました。

大同生命保険 飯田営業所 岩根所長さんとアクサ生命保険 健康経営エキスパートアドバイザー 高野さんによる「健康経営サポートプログラム」のプレゼンテーションを行っていただきました。大同生命保険さんの強みとしては、各企業で年次行っている健康診断結果を送付するだけで、従業員の健康データを一元管理できるということが上げられます。

アクサ生命保険さんの強みとしては、健康経営アドバイザーが企業に寄り添ってしっかりサポート、健康経営優良法人の認定取得サポート実績は 2000 社以上という安心感があります。

今回初めて 2 社が一堂に会してご説明いただきましたが、飯田地域の健康経営をリードする重要な 2 社であることは間違いありません。各企業様におかれましては、両社のサポートの上、各企業に落とし込んでご活用いただき、今後、健康経営優良法人認定に向け取り組みいただけたら幸いです。2 社の皆様にはこの紙面を通じてご協力に感謝申し上げます。

懇親会の席では、児島会長はじめ歴代の青年部 OB の方々、生命保険会社の皆様にもご参加いただき青年部の懇親を深めることができました。改めて、この地域の経済を支えてくださる企業の社長様が多数ご臨席いただきましたことに深く感謝申し上げますと共に、渡邊先輩、木下先輩のご人脈お人柄に敬意を申し上げます。

最後になりますが、「健康経営」は企業の礎です。飯田下伊那にお住まいの皆様とともに今以上に健康に留意し、地域を盛り上げていきましょう。

## 第22回 会員親睦ゴルフコンペ ～今年もコロナに負けない！ハーフスコアで勝負！～

今年も新型コロナウイルス感染の収束が見えない中、厚生委員会（篠田親治委員長）では慎重な協議の結果、昨年同様、感染防止を講じ、募集人数の制限、表彰式を行わずハーフスコアによる順位賞決定の開催を決めました。

10月15日、秋晴れの下、あららぎカントリークラブにて75名の参加をいただきました。

法人会保険受託会社大同生命、アフラック、AIG 損保、あららぎカントリー各社さまから協賛・賞品ご提供をいただき、18ホールプレー終了の順に留まることなくスムーズな運営・開催ができ、皆様にはご理解とご協力に感謝申し上げます。コロナに負けない健康づくりと親睦の一助となれば幸いです。

今年度はアウトコース・インコースの同時スタートにより2組の順位賞となりました。



アウトコース優勝  
佐久間氏(右)



インコース優勝  
江本氏(中央)

【結果】（新ペリア方式ハーフ競技対象・敬称略）

### 〔アウトコース〕

- ・ 優 勝…佐久間秀樹 (NET34.6) = (株)ダイヤル
- ・ 準 優 勝…桐山 国明 ( 34.8) = 松川光学(有)
- ・ 3 位…藤本 和明 ( 35.2) = (株)ヨシカズ
- ・ ベスグロ…石田 誠 (GROSS38) = (株)石田電気工事

### 〔インコース〕

- ・ 優 勝…江本 昌東 (NET34.0) = 共和観光(株)
- ・ 準 優 勝…富岡 秀典 ( 35.4) = 信南サービス(株)
- ・ 3 位…久保田幸宏 ( 36.4) = (株)JAサービス
- ・ ベスグロ…江取 研二 (GROSS38) = 信州建装(株)



要チェック

## 《お知らせ掲示板》



### — 新春経済講演会 —

『逆境に負けない新しいビジネスモデルに学ぶ  
～after コロナの時代向け～』

講 師：株式会社minitts代表取締役  
なかむら あけみ  
中村 朱美 氏

開催日：2月10日(木)

時 間：13:30～15:00

会 場：シルクプラザ(飯田市育良町)

定 員：150名

※詳細と申込は同封ご案内ちらし参照

### 優良経理担当者表彰の推薦

10年以上勤務の経理担当者を表彰し労う制度です。企業負担は3,000円で表彰状授与と記念品の贈呈をします。

申込み期限：4月15日(金)

※詳細と申込は同封のご案内参照

### 決算法人説明会

日時：3月18日(金)

14:00～15:30

会 場：南信州・飯田産業センター エス・バード  
(旧飯田工業高校 座光寺)

対 象：4・5・6月決算法人

講 師：飯田税務署担当係官

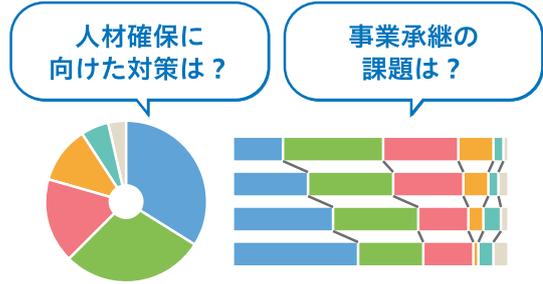
内 容：「消費税のインボイス登録申請について」  
「決算と申告の注意事項」  
「調査指導から見た注意点」

☆受講には事前申し込みが必要です。会員には受講証シール(オレンジ)をお渡します。

☆会場は3密を避けるなどコロナ対策をし、開催しますが、感染状況により中止となる場合がございますのでご承知おきください。

# 中小企業調査 「大同生命サーベイ」

大同生命では景況感や企業経営の課題など  
全国の中小企業の経営者の「生の声」を  
毎月調査し、その結果を公開しています。

「大同生命サーベイ」では、中小企業の景況感調査（地域別・業種別）に加え、「販路開拓の実態」「成長投資への取組み」「災害への備え」など、経営者のお役立ちとなる情報を毎月テーマ設定し、全国で調査しています。

スマホの場合、下記QRコードを読み取りますと中小企業調査「大同生命サーベイ」に接続いただけます。パソコンの場合は以下のアドレスより閲覧ください。



(アドレス)  
<https://www.daido-life.co.jp/knowledge/survey/>  
◎サイトの閲覧は無料ですが、閲覧にかかる通信料金はかかります。  
◎リンク先のサイトは予告なく削除、または変更することがあります。

**DAIDO** 大同生命保険株式会社

松本支社/長野県松本市本庄1-3-10 (大同生命松本ビル3F)  
TEL 0263-32-0829

令和三年度税に関するポスター



鼎小学校6年 赤羽 壘さん



下久堅小学校6年 岡島稜介さん



松尾小学校6年 平栗もえさん

編集後記

新年あけましておめでとうございます。  
2022年まだまだ「新型コロナウイルス感染」の影響で生活様式や仕事形式、飲食スタイルなどが大きく変化すると思われます。リモート形式の会議や、飲み会などもありましたが、やはりFACE to FACE、人と人の繋がりが重要な物になってくると考えられます。  
そんな中でも私の業務が関係するお酒に係る業界も感染症の観点より、「お酒」が『悪』扱いにされ販売事業者や生産者が売上を大きく落とし、原料を農産物より調達する関係で農家の皆様への影響も少なからずありました。  
しかし日本人の勤勉で真面目の一面である新型コロナウイルスのワクチン接種も2回目接種が全人口の80%近くに迫る(12/20時点)中で平時に戻りつつあります。  
ここ数年は、酒類販売業界を取り巻く多くの方が大きく変化しており、明るい未来像を描けず腕が萎んでいます。今年こそは皆が未来を悲観せずに少しでも前進できる日が続きますように願っております。  
また法人会会員の皆様方が笑顔溢れる一年になりますようにご祈念し編集後記とさせていただきます。



広報副委員長  
木下裕介

## いいだ法人 第148号 2022・1 冬 winter

令和4年1月26日発行  
年4回発行/一般社団法人 飯田法人会 飯田市常盤町41番地 飯田商工会館4階  
TEL(0265)52-5775・FAX(0265)52-5776  
e-mail:iho@iidahoujinkai.jp URL http://www.iidahoujinkai.jp/

広報委員長・棚田 稔  
副委員長・南島治史  
副委員長・木下裕介  
委員・塚平一人・熊谷 弘・中島律子  
・中島 隆・小林亮夫・鈴木健太郎

本紙における掲載文は、筆者の責任において自由に執筆いただいております。